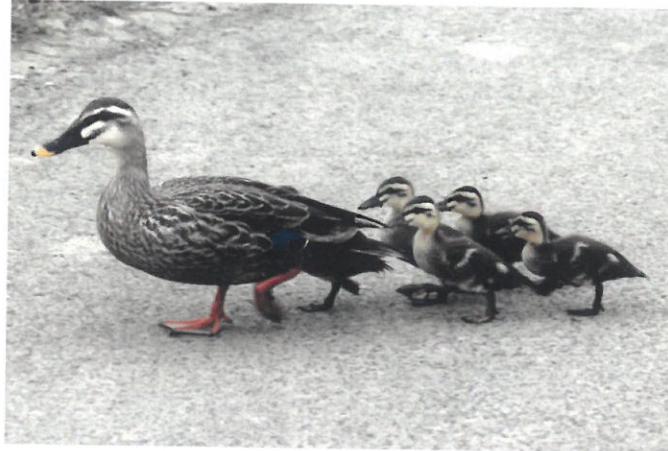


|   |  |  |
|---|--|--|
|  | <h1>鶴見支部だより</h1> <p><a href="http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/tsurumi/index.html">http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/tsurumi/index.html</a></p> <p>No. 157 令和4年1月号</p> | <b>発行者</b><br>公益社団法人神奈川労務安全衛生協会<br><b>鶴見支部</b><br>〒230-0051<br>横浜市鶴見区鶴見中央三丁目26番4号<br>(鶴見商工会館2階)<br>電話 045-503-0017<br>FAX 045-505-3411<br><b>発行責任者</b><br>支部長 藤井達也 |
|---|--|--|



賀  
正



## 年頭挨拶

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会  
鶴見支部長

藤井達也

新年あけましておめでとうございます。

会員事業場の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えになったこととお慶び申しあげます。平素より、当鶴見支部の運営、各種事業への参画など、多大なご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。また、鶴見労働基準監督署をはじめ、関係官庁、諸団体、並びに役員事業場の皆様のご協力により、昨年の事業を運営することができましたことを重ねて御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、一昨年に引き続き新型コロナウィルス感染症に大きな影響を受けた1年でしたが、その中でも東京オリンピック、パラリンピックが開催されるなど With コロナの行動も確実に進展してきました。

当支部においては、新型コロナウィルス感染防止のために受講者数の制限をするなど各種対応をとりながら皆様のご協力のもと事業運営を行ってまいりました。

この原稿を執筆している時点では、感染拡大の第5波が収まりつつある状況ですが、新たな変異株が発見され、その影響が懸念されています。再度の感染拡大とならない様に私たちは、日々の活動をしていかなければなりません。

労働災害に目を向けてみると、昨年は第13次労働災害防止推進計画の4年目でした。鶴見労働基準監督署管内では休業4日以上の死傷者数は10月末現在で239人、前年の同時期に比べ40人の増加となっており、既に目標値である227人を超えてる状況です。また、残念ながら死亡災害も1件発生しています。この数値にはコロナウィルスに感染した方も含まれているとは言え、看過できない状況となっています。

引き続き不透明な状況が続くと思われますが、どの様な状況であっても従業員に対する労務管理、安全管理は確実に実施していかなければなりません。

会員事業場の皆様におかれましてもこの状況を踏まえ、労働災害防止対策の確認、より一層の取り組みをお願いいたします。

本年は、第13次労働災害防止推進計画の最終年となります。死亡災害「ゼロ」の達成はもちろんのことですが、業務上災害を削減し最低でも目標値を下回り、そのうえで1件でも多くの業務上災害を未然に防いでいかなければなりません。

本年も安心・安全・健康な職場づくりに貢献できるよう、各種講習会、研修会、セミナーなどの支部活動を推進してまいります。今後とも、鶴見労働基準監督署をはじめ、各関係機関及び関係諸団体のご指導、ご支援、並びに会員事業場の皆様のより一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員事業場の益々のご発展と皆様のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

# 年頭のご挨拶



鶴見労働基準監督署  
署長  
**田 和 男**  
た ひ む

新年明けましておめでとうございます。

令和4年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げますとともに、神奈川労務安全衛生協会鶴見支部及び会員事業場の皆様には、日頃から当署の業務に多大なるご協力を賜りますことに、厚くお礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大が10月には一段落したものの、12月に入ると新たな変異株の脅威が加わり、気を緩めることができませんでした。

今年は、ウイズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた対応により、明るい一年になることを願っています。

今年、労働関係法令で新たに施行されるものがあります。

令和4年4月1日から中小事業場にもパワーハラスメント防止措置が事業主の義務になります。

事業主は、職場におけるパワハラに対する方針等を明確化し、相談に応じ対応するための体制の整備などを講じなければなりません。

神奈川労働局雇用環境・均等部指導課に特別相談窓口が設置しております。また、厚生労働省ホームページのポータルサイト「あかるい職場応援団」で職場におけるハラスメントに関する情報を発信しております。社内の体制整備等是非ご活用ください。

令和4年度は、第13次労働災害防止推進計画の最終年度になります。

鶴見労働基準監督署では、皆様とともに労働災害

防止に努めて参りました。管内の労働災害発生状況は、11月末速報値において、休業4日以上の労働災害は263件でした。コロナ感染症を除いた災害件数は、昨年も今年もほぼ同数であり、社会経済活動が停滞していたにもかかわらず、災害は減少するどころか、以前よりも高い水準となっています。

事故の型をみると、「転倒」や腰痛などを引き起こす「動作の反動等」が多く、従来の「墜落・転落」との三つ巴になっており、労働災害防止には、「墜落・転落」はもとより、「転倒」、それに腰痛予防対策が重要になっていると言えます。

皆様には、「墜落・転落」の危険箇所はないか、「転倒」しやすい場所はないか、「腰痛」を引き起こす作業はないか、見直していただき、「転倒」や「腰痛」予防には健康体操も含め、それぞれ対策を講じて安全な職場環境の整備をお願いします。

「働き方改革」については、猶予期間が残り少なくなっています。

来年の4月には、中小企業にも月60時間を超える時間外労働の割増率5割以上が適用となります。また、「時間外労働の上限規制」の建設業、自動車運転者、医師等に対する猶予期間も残すところ2年余りです。

労働基準監督署による訪問支援や『神奈川働き方改革推進支援センター』をご利用いただくなどして、働き方改革を推進し、魅力ある労務管理を実践して、働きやすい職場環境を整備してください。働き方改革の実現によって、労働力不足の解消、労働生産性の向上にも役立ててください。

労働基準監督署としては、みなさんの職場がよりよい労働環境となるよう最大限の支援と協力をまいります。

最後になりましたが、鶴見支部並びに会員事業場の皆様方にとって良い1年となりますように祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

## 令和3年度「神奈川労務安全衛生大会」行われる！

令和3年11月8日(月)、神奈川労働局・神奈川県・藤沢市のご支援のもと、本年度は横浜西・藤沢支部の運営担当で実施されました。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大と参加者皆様の安全を最優先に考え、オンライン配信にて開催されました。当支部からは功労賞にその功績が認められ、記載の2名の方が表彰状及び記念品が授与されました。(11月1日発送)

まことにおめでとうございました。

会員の皆様のご協力のおかげをもちまして、全体で794名の申込みがあり、改めて感謝申し上げます。

第1部は大会式典として、会長挨拶のあと来賓祝辞・表彰・大会宣言、第2部は講習・第3部は特別講演の3部制で行われ特別講演では、日本マネジメント総合研究所合同会社理事長、戸村智憲氏の「人口知能やデジタル化はどうなる？私たちの生き方」

き方～DX（デジタル・トランスフォーメーション）が変える経営・労働・心身の安全対策～」をテーマに講演があり、とても興味深い内容でした。

### 表彰者（順不動）

澤野 正孝氏 保土谷化学工業（株）横浜工場  
高山 純子氏 F Eエンジニアリング（株）



澤野正孝氏



高山純子氏



# 労働基準監督署からのお知らせ

## 1 神奈川県最低賃金の改正について

神奈川県最低賃金（地域別最低賃金が令和3年10月1日から、時間額**1,040円**（前年からの引上げ額28円）に改正されました。

年齢やパート・アルバイトなどの働き方の違いにかかわらずすべての労働者に適用されます。

臨時に支払われる賃金（慶弔手当など）、1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）、時間外労働・休日労働に対する割増賃金、深夜割増賃金、精勤手当、通勤手当、家族手当を除外した賃金額が、1時間当たり**1,040円**以上でなければなりません。

詳細な計算方法や歩合給の場合の計算方法等は最寄りの労働基準監督署までお問合せください。



## 2 最近の労災保険に関する改正点について

### ●複数事業労働者への労災保険給付

これまでの労災保険では、複数の会社で働いている労働者について、働いているすべての会社の賃金額を基に保険給付が行われないことやすべての会社の業務上の負荷（労働時間やストレス等）を合わせて評価して労災認定されないなどの課題がありました。多様な働き方を選択する方やパート労働者等で複数就業している方が増えるなど、副業・兼業を取り巻く状況の変化を踏まえ、複数事業労働者の方が安心して働くことができるよう令和2年9月に法律改正が行われました。改正のポイントは①複数事業労働者の方やその遺族等の方への労災保険給付は、全ての就業先の賃金額を合算した額を基礎として、保険給付額を決定します。②1つの事業場で労災認定できない場合であっても、事業主が同一でない複数の事業場の業務負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して労災認定できる場合は保険給付が受けられるようになりました。なお、対象となる傷病等は、脳・心臓疾患や精神障害などです。

改正内容については、(<https://www.mhlw.go.jp/content/000662505.pdf>) を参照してください。

### ●脳・心臓疾患の労災認定基準の改正

厚生労働省では、労働者に発症した脳・心臓疾患が業務上災害として労災認定できるかを判断するために、「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」を定めています。認定基準では、発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務（以下「長期間の過重業務」という。）に就労したこと、発症に近接した時期において、特に過重な業務（以下「短期間の過重業務」という。）に就労したことなどが認められる場合に、認定要件の一つを満たすことになっています。令和3年9月の改正において、「長期間の過重労働」では■労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定すること明確化とともに、勤務間インターバルが短い勤務や身体的負荷を伴う業務など評価対象に追加するなど労働時間以外の負荷要因の見直しを行っています。また、「短期間の過重労働・異常な出来事」では、■業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化しました。

また、対象疾病として、「重篤な心不全」が追加されました。  
改正概要については、<https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000832041.pdf> を、  
改正に関するポイントについては、<https://www.mhlw.go.jp/content/000833808.pdf> を、参照してください。

### ●精神障害の労災認定基準に「パワーハラスメント」を明示

厚生労働省では、労働者に発病した精神障害が業務上災害として労災認定できるかを判断するためには、「心理的負荷による精神障害の認定基準」を定めています。認定基準では、発病前におおむね6か月間に起きた業務による出来事について、強い心理的負荷が認められる場合に、認定要件の一つを満たすことになっています。令和2年6月から改正労働施策総合推進法が施行され、パワーハラスメントの定義が法律上規定されたこと等を踏まえ、認定基準の「業務による心理的負荷評価表」にパワーハラスメントが明示されました。

改正点については、<https://www.mhlw.go.jp/content/000637468.pdf> を参照してください。

## 3 ハラスメント対策の推進について

令和2年6月から労働施策総合推進法が改正され、職場におけるハラスメント防止対策が強化されました。令和4年4月からは中小企業の事業主にも適用されます。

事業主は、職場におけるパワーハラスメント防止のために以下の措置を講じる必要があります。

- ◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ◆相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ◆職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
- ◆そのほか併せて講ずべき措置

また、事業主は、労働者は職場におけるパワーハラスメントについて相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

職場におけるパワーハラスメント防止措置に関する詳しい情報・お問い合わせ先は神奈川労働局雇用環境・均等部 <https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf> になります。

## 4 第13次労働災害防止推進計画の推進について

神奈川労働局では、平成30年度を初年度とする第13次労働災害防止推進計画を策定し、令和4年(2022)度までに、労働災害による死者数を15%以上、死傷者数を5%以上減少させる目的を掲げています。鶴見署においても、同推進計画を踏まえた目標達成に向けて推進しているところです。

しかしながら、令和3年11月末時点で、単年度の目標値を超える死傷者数が発生しています。

各事業場では、「安全第一」の理念を元にさらなる安全衛生対策の充実をお願いします。

また、全産業に共通の「転倒災害」や「腰痛災害」に対する取組みも重要です。神奈川産業保健総合支援センターでは「ゼロ災 無料出張サービス」を実施していますので、活用をお願いします。

(参照先 <https://www.kanagawas.johas.go.jp/files/2160/20211001161128524.pdf>)

## 経営首脳者労務安全衛生セミナー開催！

令和3年11月30日（火）、ココファン横浜鶴見において「経営首脳者労務安全衛生セミナー」が開催されました。今回は27名の方々に受講いただきました。

このセミナーは神奈川労働局・鶴見労働基準監督署のご後援を賜り、鶴見管内の災害防止団体との共催により毎年開催される事業です。本年度も支部長会社である(株)京三製作所の井戸様に司会をお願いしました。

始めて支部長の(株)京三製作所執行役員 藤井様より開会の辞を頂き、引き続いて鶴見労働基準監督署署長の塚田様、(公社)神奈川労務安全衛生協会専務理事の古屋様よりご挨拶を頂きました。

次に神奈川労働局労働基準部部長の井上様より『脳・心臓疾患の労災認定基準のポイントと複数事業労働者への労災保険給付』のテーマでご講演頂きました。脳・心臓疾患の労災認定基準の追加、複数事業労働者への保険給付に賃金額の合算、負荷の総合的評価を判定について具体例を使用し大変判りやすく、丁寧に説明していただきました。

次に『身体を守る免疫の話』～コロナ禍のストレスと感染対策へのテーマで順天堂大学 大学院医学研究科 研究基盤センター 細胞機能研究室 准教授竹田和由氏より特別講演をして頂きました。

自然免疫、獲得免疫、生活習慣とストレスとの関係等について詳しく説明していただきました。

先生のお話は、参加事業場の経営トップの方や幹部、管理者等多くの受講者に非常に参考になったと思います。

最後に副支部長会社であるキリンビール(株)横浜工場の林様より閉会の辞を頂き、閉会となりました。セミナー開催に当ってご協力頂いた企画部会員、役員、及び災害防止団体の皆様に感謝いたします。



## 東邦電設株式会社

代表取締役 片 岡 正 明

横浜市鶴見区鶴見中央 2-14-22  
電話 045(511)0121 (代) FAX 045(503)0678

## 株式会社 横浜工作所

おかげさまで、創業100周年

- \*構内船舶修理部門
- \*船舶沖修理(出張工事)部門
- \*陸上プラント整備部門
- \*部品・機械製作加工部門



YOKOHAMA ENGINEERING WORKS, LTD.  
**YEW**

〒230-0052 横浜市鶴見区生麦 2-3-29

TEL (045)503-5111 / FAX (045)503-5110

<https://www.yew.co.jp> E-mail : mail@yew.co.jp



## 印刷 + design

で地域社会貢献を目指します。

～創業63年 信頼と実績～

## 有限会社牛尾印刷

〒230-0003 横浜市鶴見区尻手 2-3-50 【産業なびQR】

TEL.045-584-1410

FAX.045-584-6443

[E-mail] ushio-p@h8.dion.ne.jp





# 謹賀新年



「年末年始も 安全作業 あなたが無事故の キーパーソン」

令和4年元旦

役員事業場一同

|                        |  |                                |
|------------------------|--|--------------------------------|
| (株)京三製作所               | キリンビール(株)横浜工場  | A G C (株)<br>AGC横浜テクニカルセンター    |
| JFEエンジニアリング(株)         | 東芝エネルギーシステムズ(株)京浜事業所   | AGC横浜テクニカルセンター<br>安全衛生協力会      |
| (株)京浜マリン製作所            | (株)J-オイルミルズ横浜工場  | J & T 環境(株)                    |
| 東亞合成(株)横浜工場            | 東芝エネルギーシステムズ(株)京浜事業所<br>安全衛生協力会  | 太平洋製糖(株)                       |
| (株)京浜コーポレーション          | 東洋製罐(株)テクニカルセンター<br>横浜工場   | 保土谷化学工業(株)<br>横浜工場             |
| 三菱ケミカル(株)<br>鶴見工場      | 森永製菓(株)鶴見工場  | ジャパンマリンユナイテッド(株)<br>横浜事業所 鶴見工場 |
| ジャパンマリンユナイテッド<br>横浜協力会 |  |                                |

## 鶴見地域産業保健センター

<小規模事業場向けサービスの内容>

支援は全て無料です！

～地域産業保健事業～  
地域産業保健センターでは、労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。ぜひ、ご利用ください。

- 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
- 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- 個別訪問による産業保健指導の実施

詳しくは、ホームページをご覧ください (<http://www.kanagawas.johas.go.jp/>) 神奈川県産保で検索

鶴見地域産業保健センター  
〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央 3-4-22  
医師会内  
Tel 045-521-2738 fax 045-521-2738  
turumi-sando@sky.bbexcite.jp

神奈川産業保健総合支援センター  
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 3-29-1  
第 6 安田ビル 3 階  
Tel 045-410-1160 fax 045-410-1161

独立行政法人  
労働者健康安全機構

## 新規会員募集

鶴見支部では、鶴見区内にある事業場で、当協会に未加入の事業場に対して加入促進活動を行っています。  
近隣で、またはお知り合いが未加入事業場がございましたら、事務局まで是非ご紹介下さい。

事務局 TEL 503-0017 FAX 505-3411